

岩手県告示第444号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、その旨公告する。

令和元年11月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画の種類 都市施設（道路）
  - 2 都市計画を変更する土地の区域 北上市相去町笹長根から成田19地割まで（別紙図面のとおり。）
  - 3 変更に係る都市計画の案の縦覧の期間及び場所
    - （1） 期間 令和元年12月3日から同月17日まで
    - （2） 場所 岩手県県土整備部都市計画課及び県南広域振興局土木部北上土木センター並びに北上市役所
- 備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の案の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。